



建設パブリ

旭川市大町2条10丁目173番地の82
KRビル1F

TEL : 0166-52-2845

FAX : 0166-53-7162

HP : //www.a-kensetsurengou.com



No. 13

2024.03

目次

- ページ 1 集団健康診断開催のお知らせ
- ページ 2 健診強化月間のお知らせ、紙媒体廃止のお知らせ他
- ページ 3 労働保険事務組合からお知らせ
- ページ 4 2024年法改正、新NISA・iDeCo比較、健康情報



【国保組合からお知らせ】

R6年度、集団健康診断開催決定しました！

春の集団健康診断の日程・会場が決定しました。4月にご都合がつかない組合員様向けに5月にも開催致します。詳細は改正案内に同封の文書をご覧ください。

実施日	受付時間	会場	予約TEL	予約締切日
4月6日 (土)	9:30~ 12:00	滝川市民交流プラザ (ホテルスエヒロ2F) 滝川市明神町2丁目2-16	(0125) 23-5845	3月8日 (金)
4月7日 (日)	8:30~ 13:00	ベルクラシック旭川 (2Fペガサスの間) 旭川市本町2丁目	(0166) 52-2845	3月8日 (金)
4月14日 (日)	8:30~ 12:30	はらだ病院 旭川市1条通16丁目右7号	(0166) 25-6000	3月15日 (金)
4月21日 (日)	8:30~ 13:00	ベルクラシック旭川 (2Fペガサスの間) 旭川市本町2丁目	(0166) 52-2845	3月22日 (金)
5月19日 (日)	8:30~ 12:30	はらだ病院 旭川市1条通16丁目右7号	(0166) 25-6000	4月19日 (金)

対象者：建設連合の16歳以上の組合員・ご家族

健診料：無料（オプション検査料金は当日会場にて支払いが必要です。）

※40歳以上の方は年に1度補助金申請で13,000円までは実費補助します。

R7年2月に一条クリニックにて集団健康診断も再開します！



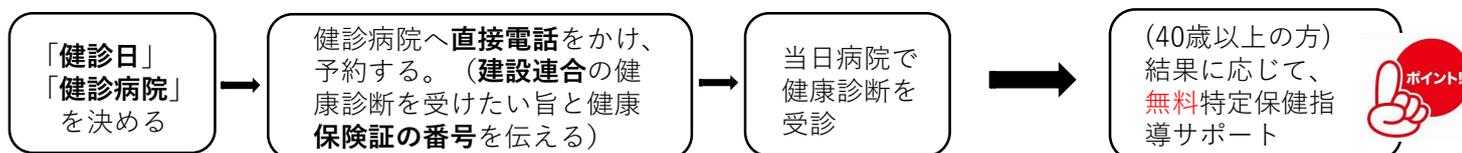
【国保組合からお知らせ】

4月5月は健診強化月間です

集団健康診断を受けられなかった方へ・・・6つの契約病院では平日院内にて項目の多い健康診断を随時受診することができます。1年に1度必ず健康診断を受診し、ご自身の体をチェックしましょう！

病院名	住所	電話番号	開催時間
吉田病院	旭川市4条西4丁目1-2	(0166) 25-9574	午後のみ 12:30～
はらだ病院	旭川市1条16丁目右7号	(0166) 25-6000	午前9:30～、10:00～、10:30～ 午後1:30～、2:30～、3:30～
一条クリニック 健康管理室	旭川市東光1条1丁目	(0166) 33-3306	午前のみ 9:00～、10:30～
東旭川病院	旭川市東旭川町下兵村254番5	(0166) 36-2240	午後のみ
豊岡中央病院	旭川市豊岡7条2丁目	(0166) 32-8178	午前9:00～10:30 午後1:30～3:00 ※(午後は月・水・木のみ)
フクダクリニック	旭川市末広5条7丁目1-1	(0166) 57-8810	午前9:00～11:30 午後1:00～3:30 ※(病院HPでも受付可能)

【～院内健診受診の流れ～】



注意 毎年春は健診の予約が大変混み合いますのでお早めにご予約をお願いします。

R6年度健康保険料

R6年度の健康保険料・介護保険料は**変更ありません!**

組合員の資格調査

今年は2年に1度の組合員の**資格調査**があります。

期限までにお送りした確認票と資格の確認できる書類を提出して下さい。提出書類の詳細につきましては、3月初旬に郵送した書類をご確認下さい。期限までにご提出いただけない場合や組合員の資格がないことが確認できた場合、建設連合は**脱退**していただくこととなります。**提出期限：5月31日(金)**

傷病手当金の支給要件の変更

R6年4月1日以降の新規加入者から、業務に従事することができなくなった主傷病の初診日が加入日**前**の場合、当該疾病については、**加入日以後3か月間は支給しない**こととなりました。



契約保養施設ガイド冊子廃止

R6年度から紙冊子が廃止になりました。ホームページ上でご覧いただくか、ご覧いただけない場合は支部までご連絡下されば、宿泊したい地域を印刷しお渡します。

歯科健診のハガキ変更

歯科健診のご案内がR6年度からハガキではなく、国保ニュースに同封して送付となります。ご希望の方は忘れずに期限までの提出をお願いします。

【労働保険事務組合からお知らせ】

【一人親方労災保険組合より】

◎令和6年度第1期労働保険料の納期は4月末日となります。期限内の納付をお願い致します。

★令和6年4月1日から一人親方労災保険料率変更 1、8%→1、7%

一人親方労災保険月額早見表

令和6年4月

加入月 基礎月額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1期	2期	3期
3,500	21,709	19,907	18,088	16,286	14,467	12,665	10,846	9,044	7,225	5,423	3,604	1,802	7,237	7,236	7,236
4,000	24,820	22,746	20,672	18,615	16,541	14,467	12,410	10,336	8,262	6,205	4,131	2,057	8,274	8,273	8,273
5,000	31,025	28,424	25,840	23,256	20,672	18,088	15,504	12,920	10,336	7,752	5,168	2,584	10,343	10,341	10,341
6,000	37,230	34,119	31,025	27,914	24,820	21,709	18,615	15,504	12,410	9,299	6,205	3,094	12,410	12,410	12,410
7,000	43,435	39,814	36,193	32,572	28,951	25,330	21,709	18,088	14,467	10,846	7,225	3,604	14,479	14,478	14,478
8,000	49,640	45,492	41,361	37,230	33,082	28,951	24,820	20,672	16,541	12,410	8,262	4,131	16,548	16,546	16,546
9,000	55,845	51,187	46,529	41,871	37,230	32,572	27,914	23,256	18,615	13,957	9,299	4,641	18,615	18,615	18,615
10,000	62,050	56,865	51,697	46,529	41,361	36,193	31,025	25,840	20,672	15,504	10,336	5,168	20,684	20,683	20,683
12,000	74,460	68,255	62,050	55,845	49,640	43,435	37,230	31,025	24,820	18,615	12,410	6,205	24,820	24,820	24,820
14,000	86,870	79,628	72,386	65,144	57,902	50,660	43,435	36,193	28,951	21,709	14,467	7,225	28,958	28,956	28,956
16,000	99,280	91,001	82,722	74,460	66,181	57,902	49,640	41,361	33,082	24,820	16,541	8,262	33,094	33,093	33,093
18,000	111,690	102,374	93,075	83,759	74,460	65,144	55,845	46,529	37,230	27,914	18,615	9,299	37,230	37,230	37,230
20,000	124,100	113,747	103,411	93,075	82,722	72,386	62,050	51,697	41,361	31,025	20,672	10,336	41,368	41,366	41,366
22,000	136,510	125,120	113,747	102,374	91,001	79,628	68,255	56,865	45,492	34,119	22,746	11,373	45,504	45,503	45,503
24,000	148,920	136,510	124,100	111,690	99,280	86,870	74,460	62,050	49,640	37,230	24,820	12,410	49,640	49,640	49,640
25,000	155,125	142,188	129,268	116,331	103,411	90,474	77,554	64,634	51,697	38,777	25,840	12,920	51,709	51,708	51,708
組合費	18,000	16,500	15,000	13,500	12,000	10,500	9,000	7,500	6,000	4,500	3,000	1,500			
消費税	1,800	1,650	1,500	1,350	1,200	1,050	900	750	600	450	300	150			
組合費合計	19,800	18,150	16,500	14,850	13,200	11,550	9,900	8,250	6,600	4,950	3,300	1,650			

★R6年3月(4月納付分)から社会保険料率が
変わります。

R6.3月～ 社会保険料率

変更あり

40歳未満の方

≪健康保険料率≫
10.29%



10.21% (-0.08)

40歳～64歳の方

≪介護保険料率≫
1.82%



1.60% (-0.22)

【事業主様へお知らせ】

4月上旬に賃金報告書、請負工事報告書を送付致します。お忙しいところ恐れ入りますが、期限内の提出をお願い致します。

【健康診断のご案内】

2月に健康診断のご案内を送付致しました。組合員価格で項目の多い健康診断を受診することができます。詳細につきましては2月20日に郵送した健康診断のご案内文書をご確認ください。
この機会にぜひ健診のお申し込みをお願いします。
年に1度は健康診断を受けましょう！

【社会保険適用促進手当】

事業主が新たに社会保険の適用となった従業員の手取り収入を減らさないよう、従業員に対して社会保険適用促進手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として最大2年間は社会保険料の算定対象から除外できます。
※除外できる要件など

①対象者：標準報酬月額が10・4万円以下の方

②報酬から除外する手当の上限：被用者保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額

③期間の上限：最大2年間

【耳よりニュース】

◆2024年に変わる主な法律・ルール

【4月から】

○改正労働基準法
建設業の時間外労働の猶予期間終了。特別条項があっても年720時間

○労働基準法施行規則
労働契約締結・更新時に就業場所と業務、変更範囲の明示を義務化

○雇止めに関する基準
有期労働の更新上限を新設・短縮する場合、理由を事前説明

○自動車運転者の労働時間等改善基準
トラック、タクシー、バスの運転業務の時間外労働時間などを縮小

○職業安定法施行規則
労働者募集時に就業場所と業務変更範囲、有期労働契約の更新基準を明示

○改正障害者雇用促進法施工例
民間の法定雇用率を2.5%に引き上げ。適用事業所の対象範囲も拡大

【10月から】

○厚生年金保険法
常時50人超規模の事業所の一定の要件を満たすパート労働者も適用対象に

【秋から】

○フリーランス保護法
個人の受託就労ほぼ全てを実質的に労働者並みに保護



◇新NISAとiDeCoの違い

	新NISA（小額投資非課税制度）		iDeCo（個人型確定拠出年金）
	成長投資枠	つみたて投資枠	
対象商品	上場株式、投資信託	投資信託	投資信託、元本確保型商品（定期預金、保険）
購入方法	随時、定時定額（積立）	定時定額（積立）	定時定額（積立） ※商品間の乗り換えは随時禁止
利用限度額	年間240万円	年間120万円	月額1万2千～6万8千円※職業や企業年金の有無により異なる
換金	随時可能		原則60歳以降※60歳で受け取るには10年以上の加入期間が必要
対象年齢	18歳以上		20歳以上65歳未満(公的年金の被保険者であることが条件)
コスト負担	商品の売買や保有にかかるのみ		商品の売買や保有にかかるコストに加え、取扱金融機関と国民年金基金連合会への手数料がかかる（取扱金融機関の手数料は無料の場合も）
税制優遇	運用益（売却益、分配金・配当金）が非課税		・ 拠出額が所得税、住民税の所得控除の対象 ・ 運用益が非課税 ・ 受取額が退職所得か雑所得となり、退職所得控除や公的年金等控除の対象

【健康情報】

◇64歳以下

コロナワクチン 自費へ

厚生労働省は新型コロナウイルスのワクチン接種の全額公費接種を2023年度で終了する。

2024年4月以降は公費支援の対象を65歳以上の高齢者らに絞る。64歳以下は任意接種とし原則自己負担とする。

季節性インフルエンザとおなじ「定期接種」に位置付けることに伴う措置。

定期接種は65歳以上の高齢者と一定の基礎疾患を有する60歳～64歳が対象で、年1回、秋冬の時期に実施する。

